

第4章

経済の改革と計画化

はじめに

北朝鮮ではソ連軍の進駐下で1945年9月末までに各道レベルの行政機構である道人民委員会が形成され、11月末にそれらをまとめた五道行政局が設置された。さらに翌46年2月には主権機関として「北朝鮮臨時人民委員会」が樹立されると共に、その下で多くの重要な経済改革が断行され、経済の計画化が推進されることになる。

1946年11月にはまた、北朝鮮の各道，市，郡において最初の人民委員選挙が実施された。この選挙で選ばれた人民委員の代表が47年2月に平壤で大会を開催し、国会に当たる「北朝鮮人民会議」及び政府に相当する「北朝鮮人民委員会」を樹立した。選挙を通じて樹立されたことから前年の「北朝鮮臨時人民委員会」から「臨時」の2文字が削除された。正式な機関であることを示したものであろう。

新たに樹立された政府の下で、1947年にもいくつかの重要な経済改革が行われ、47年、48年といずれも単年度ではあったが早くも経済計画が樹立され、実行された。

従来、北朝鮮の文献では重要な民主主義的改革として土地改革、8時間労働制、男女平等化、重要産業の国有化の四つが強調されてきたが、1946～47

年にはその他にも多くの重要な改革が行われている。朝鮮戦争後に農業及び中小商工業の集団化が行われるまでの新しい経済の枠組みはこの2年間で形成されたとみることができる。新しい制度が樹立されると共に経済運営の中央集権化・計画化が急速に進められた。これらの経済改革過程と確立された新体制がどのようなものであったかをみるのが本章の課題である。

第1節 北朝鮮臨時人民委員会成立まで

北朝鮮に進駐したソ連の第25軍司令官は、1945年9月16日次のような主旨の発表を行った。

- (1) ソ連軍は掠奪者を打倒するため朝鮮に来たのであり、朝鮮にソヴィエト秩序を設定するか朝鮮を手に入れようという目的は持っていない。
- (2) 日帝の残滓を根絶し、民主主義と公民の自由を自己の課題とする全ての反日民主主義団体の結成と活動を許可し、労働大衆に労働組合、保険会社、文化・啓蒙協会等の結成権を与える。
- (3) 人民の平和的な労働を継続し、産業、商業、公営及びその他の企業所の正常な作業を保証する⁽¹⁾。

この占領政策の基本方針の公表とはほぼ時を同じくして、ソ連軍司令部に民生部を設け工業、農業、通信、交通、財政、司法、文化、保健等の課を置き、また北朝鮮行政10局がさまざまな布告、指令などを公布し、各道の「人民委員会政治」に対する統制強化を図りつつあった。

この頃、経済改革の関連でもっとも注目すべきことは「小作料3・7制」運動が始まっていたことである。この運動は従来収穫高の50%から80%にも達した小作料を30%に引き下げ、小作人の取り分を70%とすることを目指したものである。

小作料3・7制は、9月8日ソウルで再建された朝鮮共産党がその綱領で明らかにした方針であったが、1945年9月21日北朝鮮においてもその採択が

宣言されたとされている⁽²⁾。小作料3・7制運動は、従来の小作制度からみれば大きな変化であるだけでなく、土地改革へとつながってゆく重要な内容を含むものであった。

このように地主・小作関係をめぐる問題が解放直後の朝鮮でまずクローズアップされたのは次のような事情によるものである。すなわち、当時の朝鮮の共産主義者たちは、若干の人々を除いて、植民地期の朝鮮社会は封建的社会であるとみる点で一致していた。その基礎は、朝鮮総督府が実施した「土地調査事業」を契機として形成され、展開した高率現物小作料を徴収する地主小作関係にあった。しかも、農家人口が全人口の70%以上を占めていたことから知られるとおり朝鮮社会における農業の比重は大きかった。したがって、朝鮮社会の民主化と発展のためには、南北朝鮮を通じてまず何よりもこの地主小作関係を清算することが重要な課題と考えられたのであった。

解放直後から各地で農民組合が結成され始めたが、北朝鮮地域で組織化が早く進んだのは平安北道、黄海道、江原道で、1945年11月末までに全郡で農民組合が組織された。

これに対し咸鏡南・北道と平安南道では組織化が遅れていた。また、咸鏡南・北道と江原道では特に食糧不足が焦眉の問題で、45年12月上旬現在3~4カ月分の蓄えしかない状態であった。こうしたなかで、平安南道、黄海道、江原道などでは日本人所有地や、親日派・民族反逆者とされた朝鮮人地主の土地は没収され分配が行われつつあった。小作料3・7制実施状況も道による差が大きかった。咸鏡北道、黄海道などでは比較的順調に実施されていたようであるが、平安北道では10月下旬、道の幹部が3・7制に反対し、5・5制を主張した。このため1万余のデモ隊が道庁を取り巻き3・7制を決定させた。しかし、11月19日には独立促成会の結成大会を開いた保守派及び学生と共産党員及び農民との間で3・7制や人民共和国をめぐる激しい衝突が起り、続いて起こった新義州事件の一つの背景となった⁽³⁾。

ソ連軍の進駐下にあった北朝鮮ではソ連軍の力も重要な背景としながら、1946年の初めにかけて小作料3・7制運動が推進され、その過程で土地改革

の準備も行われ、後にみるように3月には土地改革が実施されることになった。

1945年12月末、米・英・ソによるモスクワ三国外相会議で、朝鮮に民主主義臨時政府を樹立すること、臨時政府は最大5年間の信託統治下におかれることなどが決定されたが、この決定は朝鮮の人々の強い反発を招き、南朝鮮では大規模な反対運動が起こった。北朝鮮では表面的には反対は起こらなかったが、曹晩植らが強く反対したことが知られている。

このような情勢のなかで、朝鮮共産党北部朝鮮分局は、モスクワ三相会議の決定をまず北朝鮮から実施するという方針をとった⁽⁴⁾。モスクワ三相会議の決定は第1項で「朝鮮を独立国として復興させ、長期にわたる日本統治の有害な結果を迅速に清算する諸条件を創造する目的で朝鮮民主主義臨時政府が創建される。臨時政府は朝鮮の産業、運輸、農村経済及び朝鮮人民の民族文化の発展のためにあらゆる必要な方策を考究する」⁽⁵⁾と述べている。モスクワ会議の決定を北朝鮮から実施するというときその内容は日本統治の有害な結果を清算することであり、上記のとおりモスクワ三相会議の決定に含まれていた。しかし、その実施は米ソ共同委員会によって樹立される「朝鮮民主主義臨時政府」の任務であったことは明らかである。

朝鮮共産党北部朝鮮分局は1946年2月8日「北朝鮮臨時人民委員会」を樹立した。続いて3月上旬には土地改革を実行に移した。これらは3月20日に予定されていた民主主義臨時政府樹立のための米ソ共同委員会の以前であり、ソ連と朝鮮共産党北部朝鮮分局が、民主主義臨時政府樹立において有利な立場を確保しようとしたものであったことは明らかである。このような北朝鮮側の動向には、モスクワ三相会議で決定された信託統治に強く反対し、臨時政府を樹立しようとしていた南朝鮮の金九や李承晩の動きに対抗する意味もあったと考えられる。

なお、ソ連軍司令部は1946年1月15日、平壤に「北朝鮮中央銀行」を設立した。北朝鮮には銀行の支店しかなく、これら各種銀行の支店を統括し、金融の調節を図る機関が必要だったためであろう。しかし、北朝鮮中央銀行に

関する資料はほとんど見当たらず、当初どのような役割を果たしたかは知ることができない。およそ9カ月後の10月29日、同銀行は北朝鮮臨時人民委員会に引き渡され、これを核として北朝鮮金融機関の再編が進められる。

第2節 北朝鮮臨時人民委員会による諸改革

1. 食糧配給制

北朝鮮臨時人民委員会が発足した当時、北朝鮮では食料事情がきわめて緊迫した状態にあった。1月中旬に開催された米・ソ共同委員会の予備会談でソ連は北朝鮮の電力と南朝鮮の米を交換するようアメリカに提案したがアメリカはこれを拒否した。南朝鮮でも食糧事情は決してよくなかったことは事実であらうがそれだけの理由であったか否かは定かでない。2月8日に樹立された北朝鮮臨時人民委員会は同月27日「食糧対策に対する決定書」を採択したが、その冒頭で「北朝鮮特に咸南北（咸境南北道—引用者）及び平南（平安南道—同前）一帯の食糧窮乏は極度に達し、危機に処している……」⁽⁶⁾と述べて、3月1日より労働者と事務員に対し食糧配給制を実施することを決定した。配給量は労働の質により1日当り300ないし600グラムとする、白米は配給量の3%以下とする、酒類や菓子類の製造を禁止する等が主な内容であった。

3月6日に公布された上記決定書の施行規則においても「各保安所は飲食店の新設を禁止し、既許可飲食店はすみやかに最小限度に整理しなければならない」（第5条）と規定し、上記決定に対する違反には5年以下の懲役等厳しい罰則を設けていた。しかし、なお不充分と考えられたのであろう。6月4日には保健局指令として「飲食店営業取締り規則」が出された。この指令によって飲食店の営業許可を得るためには建物、施設、従業員、飲食物の価格等にわたって多くの条件をクリアしなければならないこととなった。当

時の北朝鮮でこれを満たすことのできる飲食店がどれほどあったか疑問に思われるほどである。

さらにこれ以後も1946年から47年にかけて食糧の販売、配給あるいは管理等に関して多くの決定や布告などが出されており、食糧の確保や管理に多くの困難があったことが窺われる。

2. 土地改革

北朝鮮臨時人民委員会は、1946年3月5日「北朝鮮土地改革に関する法令」を公布すると共に3月7日には同月31日までに改革を完了するよう指示した。この時期に土地改革が急いで実施されたのは先に述べたとおり、統一臨時政府の性格と関連づけられていたと考えられるが、ここに至るまでにかなりの曲折がみられるので、その経過をみることにしよう。

植民地時代の地主小作関係が高率・現物小作料を徴収する封建的なものであるということは、当時の朝鮮共産主義者の大部分の一致した見解であり、南北を通じて何よりも先に解決しなければならない課題と考えられていたことはすでに述べた。

このような背景から、1945年9月8日南朝鮮で再建された朝鮮共産党はその綱領で日本人・日本人団体の土地及び親日地主の土地の没収という土地改革の原則を明らかにすると共に、その他の地主については45年に「3・7制」つまり小作料を30%に引き下げる方針を掲げた。

一方北朝鮮では、9月12日平安南道人民政治委員会内で政治綱領をめぐって共産主義者と民族主義者の激論があったといわれ⁽⁷⁾、その結果を反映しているとみられる朝鮮共産党平南地区拡大委員会の名で出された「政治路線について」は土地改革について次のような原則を明らかにした。すなわち、大地主の土地は全て没収することを主張してきたが、これは現在の国際情勢からみて誤りであり、親日的地主及び反動地主の所有地のみ没収・国有化し、農民に無償で分配しなければならない。その他の地主の小作料については

3・7制を基準とする⁽⁸⁾、というものである。

この原則は、上述の朝鮮共産党の綱領と一致しており、当時の米ソ関係を考慮に入れたうえでソ連軍司令部も了承したものであったと思われる。続いて9月21日、北朝鮮で小作料3・7制の採用が宣言された⁽⁹⁾。

10月10日から13日にかけて平壤で「西北五道党責任者及び熱誠者大会」が開催され、「朝鮮共産党北部朝鮮分局」の設置が決定されたが、この大会において「土地問題に関する決議」が採択された⁽¹⁰⁾。この決議でも土地改革における没収地に関しては上述の朝鮮共産党平南地区拡大委員会の土地改革に関する原則と基本的に一致している。

ただ、平南地区拡大委員会の文書が没収地を「国有化する」としているのに対し、西北五道党責任者及び熱誠者大会の決議では国有化については全く言及していない。これは当時の農民の気持ちを配慮したものと考えられる。また、同決議では水利施設の没収や土地の分配原則、「反逆地主」の定義等も盛り込まれているがここでは立ち入らないこととする⁽¹¹⁾。

南朝鮮のアメリカ軍政府は1945年10月5日「最高小作料決定の件」を公布し、小作料を収穫高の3分の1とすることを決定した。アメリカ軍政府は農地改革に反対であり、この決定は地主小作関係の継続を予定したものであった。アメリカ国務省は農地改革の必要を感じていたが、国務省の要員が南朝鮮に送られたのは46年1月になってからであった。45年10月17日にはアメリカ軍政府は南朝鮮で自然発生的に結成されていた人民委員会の解散を指示し、また20日には国務省極東部長ヴィンセントが朝鮮に「信託管理制」を実施したいというアメリカの方針を表明していた。

こうした情勢のなかで、1945年12月8日ソウルにおいて「全国農民組合総連盟」(以下、全農と略)の結成大会が開催された。全農は南北を通じての農民組織であり、大会決定では当然農地改革の実施を最重要課題として掲げていた。その原則は朝鮮共産党の綱領と一致するものであった。

全農結成大会で注目すべきことは、大会決定書に次のような1項を含んでいることである。「大会は南北朝鮮の現勢に懸隔の差があることを指摘し、

北部朝鮮には全国農民組合総連盟北部分盟を特設することを決議する。この北部分盟は総連盟の直轄下でその特殊事情にしたがって北部農民運動を指導することと決定する。北部朝鮮では行政権が事実上我が朝鮮人に賦与されており、現実においてあらゆる施策が民主主義の原則下に実行に移されており、労働問題、土地農業問題を始めさまざまな問題が原則的解決を見ているためである。」⁽¹²⁾。

この大会決定は、有利な条件下にある北朝鮮では南朝鮮と別個に諸改革が進められることが示唆されており、それには土地改革も含まれていた。45年11月にはソ連の専門家が北朝鮮にきて土地問題の調査を行ったことも明らかにされており⁽¹³⁾、ソ連軍政府もこの土地改革方針を了解していた可能性が高い。

先に述べたとおり、モスクワ三国外相会議の決定が発表されると間もなく北朝鮮ではモスクワ三相会議の決定をまず北朝鮮で実行するという政策がとられる。土地改革もその一環であった。1946年2月8～9日に開催された北朝鮮臨時人民委員会結成大会において土地改革を含む11項目にわたる臨時人民委員会の任務が採択された。その骨子は次のとおりである。

- ①地方自治機関の強化。親日派、反民主主義的分子の肅正、
- ②国有化の基礎のうえでの土地改革、
- ③生産企業の復旧と発展、
- ④鉄道・運輸の復旧、
- ⑤金融・銀行体系と商業の整理、
- ⑥私有資本の発展を抑圧せず、中小企業を発展させること、
- ⑦労働運動支援、
- ⑧人民教育制度の改造、
- ⑨文化啓蒙事業の展開、
- ⑩食糧問題対策の樹立、
- ⑪モスクワ三相会議決定の真意の解説⁽¹⁴⁾

この決定に先立って行われた金日成の報告では、日本帝国主義と民族反逆者及び朝鮮人地主の手中にあった土地と森林を国有化する基礎のうえで土地改革を行い、小作制度を無くさなければならないと述べている⁽¹⁵⁾。

以上のとおり、この段階では土地は「国有化」を基礎とし、また全ての小作地を無くすという方針が明らかにされ、前年の10月段階に明らかにされた土地改革の原則からすでに大きく変化していた。

続いて2月15日に開催された朝鮮共産党北部朝鮮分局第4回拡大執行委員会では、土地改革に関して次の決定を行った。「土地問題に関して、最短期間内に土地の種目と等別、人口と労働力の状態を仔細に調査しなければならず、また土地に関して農民大衆の意見を適切に収拾し、農民大衆の意見と要求によって土地問題を整理するよう努力すること」⁽¹⁶⁾。北部朝鮮分局が土地改革の実施を急いでいる様子が現われている。当時金日成は自ら農村に入り、土地問題の調査を行い改革の方針を樹立したといわれている。

1945年秋以来展開されていた地主に対する小作料「3・7制」闘争は、北部朝鮮分局が指導し、土地改革のために農民を教育し、鍛練する目的も兼ねたものであった。闘争が次第に激しくなると大衆集会を開いて地主を批判するよう指導した。「地主打倒」の声があがるようになるとさらに進んで農民に土地を要求する請願運動を起こさせた。

ソウルの全農結成大会で特設が決定された北朝鮮地域の農民組織「全国農民連盟北朝鮮連盟」は、1946年1月30日に結成されている。土地改革の準備としてまた18歳から35歳までの男子により「農村自衛隊」が組織された。これは「半軍事組織」とされ各道に支隊が置かれ、その下に大隊、中隊、小隊、分隊が置かれた。46年3月の隊員数は21万余に達したという⁽¹⁷⁾。

3月3日には結成されて間もない全農北朝鮮連盟の代表大会が開催され土地問題を討議した。この大会で採択された決定書は「北朝鮮農民の名義で緊急な土地改革の実施に対する朝鮮人民委員会の声明を是認し歓迎する」とし、また土地改革法令に対する要望と法案作成のため13名の委員を選出すると述べている⁽¹⁸⁾。

朝鮮共産党北部朝鮮分局は1946年3月4日第5回拡大執行委員会を開催し、土地改革を3月末までに完了することを決定したとされているが会議の詳細は知られていない。続いて3月5日には「北朝鮮土地改革に対する法令」が、また8日には「土地改革法令に関する細則」が公布されており、こうした経過からみて全農北朝鮮連盟の土地改革法案作成委員の選出は全く形式的なものであったと思われる。北朝鮮臨時人民委員会は3月7日付で「『北朝

『朝鮮土地改革に対する法令』に関する決定」を採択し、地方人民委員会や土地改革実行委員会に改革の具体的指示を与えると共に、3月31日が改革の期限であることを明らかにした。

しかし、北部朝鮮分局や臨時人民委員会における土地改革に関する決定の内容や法案の立案、審議の過程などはほとんど公表されていないため不明な点が多い。

以上のように3月上旬に慌しくいくつもの決定が相次いで行われ土地改革が実施された。その基本内容は次のとおりであった⁽¹⁹⁾。

- (1) 「土地は耕作する者へ」を原則とした。
- (2) 日本人、日本人団体等の所有地のほか、全ての小作地を改革の対象とした。ただし、学校、病院、科学研究所が所有する小作地は、以後の自作を条件として対象から除外した。
- (3) 小作地は没収し、土地の無い農民、土地の少ない農民等に無償で分配した。
- (4) 5町歩以上の土地を所有し、自らは全く耕作しないものを「地主」と規定し、土地だけでなく畜力、農機具、住宅及び敷地も没収した。したがって残されたものは衣類、家財道具、預貯金等となる。「地主」が営農を希望するときは他の郡に移住しなければならなかった。5町歩以上の耕地を所有していても、自ら耕作している土地は面積の広狭にかかわらずなく没収されなかった。
- (5) 分配された土地の売買、小作、抵当は禁止され、耕作できないときは人民委員会に返還しなければならなかった。したがって、分配地の実質的国有化であった。
- (6) 宅地や墓地に付属する若干の山林を除いて全ての山林も没収され国有化された。

以上が土地改革の骨子であるが、1947年3月には「墾地及び雑種地に関する決定書」及び「山林に関する決定書」が公布され、土地改革が補足された。前者により農村で他人に貸していた工場、鉱山、事務所、学校、病院、倉庫

第1表 土地改革の結果

(単位：町歩，戸)

没収地の所有区分	没収面積	被分配者	分配面積	分配戸数
日本国家及び日本人	100,504	雇庸者	23,091	15,544
民族反逆者	21,683	土地の無い農民	583,304	407,307
5町歩以上の地主	287,169	土地の少ない農民	336,039	255,998
全部小作させるもの	225,530	他郡で自作する地主	9,622	3,911
継続的に小作させるもの	313,889	人民委員会保留地	11,602	
5町歩以上の団体	14,859	合計	963,657	682,760
没収地合計	963,657			

(注) 1. この統計には咸鏡南道の甲山，惠山，豊山の3郡が含まれていない。
 2. 当時の北朝鮮の全耕地面積は210万町歩で，没収地は約46%となる。
 3. この統計は改革直後のもので，後に発表された数字と若干の差がある。
 (出所) 北朝鮮人民委員会『土地改革問題』東京，解放新聞社転刊，1964年。

等が没収され，また一切の雑種地（芦田，河川敷，沼地等）が国有化された。後者は上記(6)を明確にする目的で公布されたものである。さらに47年12月には「地下資源，森林地域及び水域国有化法令」が公布され，地下資源も国有化された。土地改革の結果をみると第1表のとおりである。

4月10日には北部朝鮮分局第6回拡大執行委員会が開かれ土地改革の総括が行われた。この会議で報告した金日成は土地改革の意義について次の諸点を挙げている。第1にモスクワ三相会議が決定した朝鮮民主主義化の課題の初歩であること。第2に東方の民主主義建設の模範として国際的意義が大きいこと。第3に土地改革は北朝鮮だけでなく全朝鮮の民主主義の基礎となること。これらの意義を強調した後，金日成はさらに土地改革を実施した北朝鮮臨時人民委員会は人民の総意を代表するものであり，民主主義臨時政府の核心とならなければならないと述べた⁽²⁰⁾。

土地改革という大事業にはあまりに短期間に実施されたように思われ

るが、北朝鮮の場合、全ての小作地を没収し、無償で分配するという方式がとられたため、地主に対する補償や分配を受けた農民の土地代金償還問題など複雑な問題が一切なく、没収する土地を確定し、それを誰に分配するかを決定すればよかったからその意味では簡単であった。とはいえ、没収地の確定や階級としての「地主」の決定をめぐってはさまざまな問題があったことが明らかにされており、また3月31日までに完了したといっても「土地所有権証明書」の交付等はまだ行われていなかった⁽²¹⁾。

北朝鮮側がこのように土地改革を急いで実施したのは、米ソ共同委員会によって樹立されるべき統一臨時政府がこのような改革を実行できる政府でなければならぬと考えていたからであった。そうした政府の全体の輪郭を示したのが3月20日金日成が発表した20カ条の政治綱領であった。

3. 農業関連改革

土地改革直後の4月1日、植民地期に作られた金融組合、金融組合連合会の各道支部の財産を引き継いで「北朝鮮農民銀行」を設立することが決定され、5月1日に営業を開始した。土地改革後の農業金融を保障し、土地改革の成果を固め、発展させることをねらいとしていた。同銀行は資本金2億円以上の株式会社とされ、農民への営農資金の融資を目的とし、また農民はかならず「応分」の出資をしなければならないと規定された。こうして設立された農民銀行は、8月2日に朝鮮無尽株式会社、朝鮮信託株式会社、東洋拓殖株式会社などの北朝鮮地域内にあった支店や出張所の一切の資産及び貸借関係を引き継いだ。このため、農民銀行は中小商工業や水産業者の金融も可能な限り取り扱うこととなった⁽²²⁾。

続いて6月27日「農業現物税に関する決定書」が公布された。地主小作関係が清算されたうえに立って新しい税制を定めたもので、各穀物（馬鈴薯を含む）収穫高の25%を現物で政府に納入する以外、一切の租税や供出などを廃止し、残りは農民が自由に処分できることを基本内容とするものであった。

果樹や蔬菜については別途規定が設けられた。農業現物税の税率は翌47年5月に改正され、それぞれの収穫高に対して水稻は27%、畑作穀物といも類は23%、棉花、麻類、煙草、人参、ホップ等は23%、果実は25%などになった。農業現物税はその後も幾度か減免が行われ、1966年に全廃されている。

4. その他の重要改革

1946年5月上旬、朝鮮に臨時政府を樹立するための米・ソ共同委員会が、参加団体の資格をめぐる暗礁にのりあげ無期休会となった後も、北朝鮮ではいくつかの重要な改革が引き続いて実施された。

まず、6月20日には「労働法令」が公布された。この法令は26条からなり、およそ次のような諸項目について定めている。労働者・事務員の8時間労働制、少年労働の保護および14歳未満者の労働禁止、時間外労働の制限、同一労働同一賃金制、休息日の指定、産前産後休暇、労働災害等の保険、賃金、労働争議、労働規律と解雇などである⁽²³⁾。また、この労働法令に基づいて、8月18日には「北朝鮮労働者及び事務員俸給に関する決定書」が公布された。この決定は臨時人民委員会財政局が行政機関、産業機関、交通機関、金融機関等の俸給表を作成すること、政府官吏の給与だけでなく民間の企業や事業所の賃金にもこの俸給表を適用すること、これらの表に該当しない職業についてはこの表を参考として財政局長が定めることなどを規定しており、ほとんど大部分の俸給者の賃金を決定するものであった。このため、労働法令第6条では民間企業では団体協約によって賃金を決定するよう規定しているが、この規定は無意味なものとなった⁽²⁴⁾。

諸民主改革の重要な一環として実施されたのが7月30日の「北朝鮮の男女平等権に対する法令」であった。女性に対する永年の封建的因習を打破し、あらゆる面において男女の平等を実現することを目的とする法律であった。全体は9条からなり、経済・文化・社会・政治の全ての分野で男性と平等の権利を有すること、本人の同意のない結婚の禁止、離婚の権利を有すること、

一夫多妻と妾の禁止、公・私娼及び妓生の禁止、男子と同等の相続権などが主要内容である。9月14日には施行細則を公布し、より具体的に女性の権利を規定している。その一つとして、細則第6条では結婚して他家に籍を移す場合、土地改革で自己の分として分配された土地を親元に請求できると規定した⁽²⁵⁾。これらの内容は現実に朝鮮社会のなかでどのような意味を持っていたかよくわからないが、いずれにせよ従来の社会から考えれば画期的な内容であったことは疑いない。

さて、経済分野において特に重要な意味を持ったと考えられるのは重要産業の「国有化」であった。これは8月10日の「産業、交通、運輸、通信、銀行等の国有化に関する法令」によって実施された。この法令では前文において日本の植民地政策を厳しく批判したのち、「日本国家と日本人の私人及び法人等の所有または朝鮮人民の反逆者の所有となっている一切の事業所、鉱山、発電所、鉄道、運輸、通信、銀行、商業及び文化機関などは全て無償で没収し、これを朝鮮人民の所有すなわち国有化する。」⁽²⁶⁾と規定した。この法令によって没収された産業機関は1034カ所で、当時北朝鮮地域にあった全産業の90%以上に達した⁽²⁷⁾。

この法令は、これを適用さるべきでない朝鮮人の企業所等に過って適用されたり、また不明確な領域などもあった。このためそれらの点を是正したり、補うことにより個人企業等の生産を振興させるため、10月4日には「個人所有権を保護し産業及び商業活動における個人の創意性を発揮させるための対策に関する決定書」を改めて採択しなければならなかった⁽²⁸⁾。

「国有化」された企業の管理法令は11月30日になって公布された。同管理令によれば多くの国営企業が臨時人民委員会産業局の直属下に置かれたと考えられ、企業責任者の生産責任をはじめ、企業の管理運営に関する権限や義務について定めている。

なお、新たに工業を起こしたり、既存のものを拡張する場合は、所定の条件を具備して人民委員会の許可を得なければならないことが7月24日付けの「工業許可令」によって定められた。

年初、中央銀行が設立されたことは先に述べたが、ソ連政府はこれを北朝鮮臨時人民委員会に引き渡すことを決定、臨時人民委員会は10月29日の決定でこれを受け入れた。臨時人民委員会の決定はまた、北朝鮮地域にあった朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮商業銀行、朝興銀行、朝鮮貯蓄銀行、安田銀行等の支店合計58を10月19日付けでソ連軍司令部より引き継ぎ、北朝鮮中央銀行の支店として再編した。北朝鮮中央銀行は臨時人民委員会に直属し、当初の資本金は5億円と定められた。こうして、北朝鮮の金融機関は北朝鮮中央銀行及び農民銀行の本・支店だけに整理再編され、その他の金融機関は一切存在しないこととなった。

以上のような決定に伴い、北朝鮮中央銀行は会社や個人経営の産業、商業、運輸などの企業に短期（1年以内）の金融を行うほか、各種預金事務、国庫の管理、地金・銀の売買、国内外の為替業務など広範な業務を担当することとなった。

業務の執行のため臨時人民委員会が任命する5名の理事が理事会を構成し、そのなかに各1名の総裁・副総裁が置かれた⁽²⁹⁾。

また、流通分野においては「国家商店」や消費組合（1946年5月20日結成）が組織された。「国家商店」は47年末には194店、48年半ばには275店に増加している。消費組合は生産者と消費者の間に中間商人が介在して暴利をむさぼることを防止するために結成されたものであり、結成当時の組合員数が100万人であったが、46年末には222万人、950店舗、47年末には488万人、1250店舗、48年6月には517万人、1400店舗にそれぞれ増加した。これに伴いこれら店舗の取扱量は急速にふえたが、なお商店数においては個人商店が圧倒的に多く48年6月現在個人商店は3万200あまりに達していた⁽³⁰⁾。しかし、47年2月3日「商店許可制実施に関する布告」が公布され、個人商業も許可制となったことは前章で述べたとおりである。

このように臨時人民委員会は経済分野で大きな権力を掌握したが、物価の上昇を沈静させることができなかった。1946年、47年は物価が暴騰した。食料を始め物資が不足していたことが重要な要因であろうが、それだけでなく

植民地時代からの貨幣制度の問題や政治情勢も関連していたと考えられる。

第3節 北朝鮮人民委員会下の改革

1947年2月17日から4日間北朝鮮道・市・郡人民委員会大会が開かれた。この大会は前年11月に実施された道・市・郡の人民委員選挙で選出された委員の代表1171名によって構成された。大会ではまず、前年に実施された土地改革に関する法令、労働法令、重要産業の国有化法令、男女平等権法令、商業に関する決定などを改めて審議し承認した。大会は続いて「1947年度北朝鮮人民経済復興と発展に対する予定数字に関する道・市・郡・人民委員会大会の決定書」を採択した。

1947年人民経済復興と発展に関する決定書はその前文で前年に実施した諸改革によって「民主主義的新国家建設の為の強固な経済的基礎を創設し、人民経済を計画的に管理することのできる条件を創設した。」と述べ、産業、農業、運輸・通信、商業、文化・教育、保健等の諸分野にわたって多くの具体的目標を掲げた。主要な生産目標は次のとおりである（第2表参照）。

計画と結果は直接対比できないが国営産業の生産は対前年で2.2倍に成長、産業生産全体では計画を2.5%超過達成、また穀物生産は対前年で18万トン増加等が公表された成果である。穀物生産は目標の約半分にとどまった。

人民委員会大会ではまた、人民委員会の事業を検閲し、北朝鮮で必要な法令や決定を批准する機関として、237名の代議員を選出、「北朝鮮人民会議」を創設し閉会した⁽³¹⁾。続いて開催された北朝鮮人民会議の第1回会議では、人民会議休会中その任務を代行する「常任議員会」（金料奉議長以下11名で構成）及び執行機関としての「北朝鮮人民委員会」（金日成委員長以下22名で構成）を組織した。会議はまた、北朝鮮臨時人民委員会の事業報告の承認、人民委員会に関する法令、裁判所と検察所に関する法令なども採択した⁽³²⁾。

このようにして発足した北朝鮮人民委員会は2月27日「北朝鮮税金制度改

第2表 1947年の人民経済発展主要目標

生産量 (万t) 対前年			生産量 対前年		
石炭採掘量	280	2倍以上	織物	400百万m	
煉炭生産	28	35%	衣服	1200万着	
化学肥料	29	約2倍	製紙	9000t	
セメント	30		ゴム靴	350万足	
カーバイト		約2倍	鉄器	11万個	
黑色金属		約3倍	アルミ器	10万個	
銑鉄	2.3		土器	23万個	
鋼鉄	8	5.7倍	マッチ	450万箱	
金		2倍	農具	35万個	
鉛		3倍	農業機械	6.8万台	
亜鉛		3倍	穀物生産	215万t	19.2%

(出所) 北朝鮮人民委員会『北朝鮮道市郡人民委員会大会会議録』平壤, 1947年。

革に関する決定書」を公布, 新しい税体系を示した。この新税制では植民地時代に58種類に達していたといわれる税制を全面的に改め, 国税として所得税(個人, 事業所, その他の3種), 農業現物税, 登録税, 相続税, 取引税, 関税, 利益控除収入が, 道税として家屋税, 車両税, 不動産取得税, 馬券税, 人民学校税が, 市面税として敷地(垓地)税, 市場税, 屠畜税, 市面維持税がそれぞれ設けられた。これら各税についてそれぞれ個別の法令が同日付けで一斉に公布され, 新しい税制が確立した。

さらに2月27日には「1947年度北朝鮮総合予算に関する決定書」も公布されている。この決定により会計年度を暦年とすること, 予算には中央から末端の面予算に至るまで全てを含むことなどが定められた⁽³³⁾。

予算規模をみると旧税制下にあった1946年には11億円にとどまったが, 新

税制が確立された47年の当初予算規模は68億円と一挙に増加し、さらに後に追加され80億円に達した。しかし、歳出は70億円にとどまり10億円の歳入超過となった。翌48年の予算規模も対前年で28.8%と大幅に増加し103億円に達した。

いま一つの重要な改革として1947年12月から48年にかけて実施された貨幣の交換がある。貨幣交換の目的は次のとおりであった。①民族の自主的貨幣制度の確立、②国内に唯一の貨幣制度を樹立すること、③国家の自主的財政金融の土台を創設すること、④南朝鮮からの貨幣流入と偽造貨幣発生を防止すること、⑤貨幣価値を高め低物価政策を実施する基本条件をつくること、⑥人民経済の発展を促進し、民族経済の土台を固め人民の生活と文化水準を向上させること⁽³⁴⁾。

貨幣交換は12月6日から始まり、8日には旧貨幣の使用が禁止され、12日に交換事業が完了した⁽³⁵⁾。この交換事業に伴い、一定の預貯金等が凍結された。凍結預貯金の引出しは1947年12月12日現在の預貯金総額により以下のとおり制限された（個人、団体を問わず）。

- (1) 2000円以下 全額支払
- (2) 2001円以上5000円以下 基本支払2000円と残余金額の50%まで
- (3) 5001円以上1万円以下 5000円まで(2)に依り、残余金額は30%まで
- (4) 1万1円以上5万円以下 1万円まで(3)に依り、残余金額は20%まで
- (5) 5万1円以上 5万円まで(4)に依り、残余金額は10%まで

このほか、経済機関・団体等が「必要以上に私蔵していた現金」も1948年1月3日凍結された。

この貨幣交換の結果北朝鮮中央銀行が調査した62品目の価格が、1948年2月20日には交換実施前に比べて42.2%低下した⁽³⁶⁾。

なお、北朝鮮ではこの当時から多くの物品、料金、運賃等に国家価格制が導入され始めており1948年6月1日には第2次として280余種が追加された。

おわりに

以上、北朝鮮において朝鮮民主主義人民共和国が形成される過程における経済分野の改革と新しい制度の樹立について検討した。重要な改革は1946、47年なかでも46年に集中的に実施され、この2年間で新経済制度の枠組は作り上げられた。

南朝鮮の米軍政府が改革には熱意がなく、本国でも信託管理制を打ち上げている状態であったから、朝鮮の共産主義者たちがアメリカに対し不信感を強めていったことは想像に難くない。この不信感はモスクワ三相会議決定の発表後の南朝鮮情勢によって一層強まった。

ソ連軍と北部朝鮮分局は北朝鮮地域の民主化を急ぐことになった。北部朝鮮分局は北朝鮮臨時人民委員会を、モスクワ三相会議の決定に言う「朝鮮民主主義臨時政府」に擬して、諸民主改革を実行し、それを南朝鮮にまで拡大したいと考えたが、事態はそのように進展せず、南北に別個の政権が成立する方向に進んでいった。それに従って、南北統一には新たな対応が必要となった。

さて、このようにして形成された北朝鮮の経済はどのようなものであったのか、ここでまとめてみることにしよう。

まず土地・農業制度をみると、ほとんど全ての山林、雑種地と耕地の約半分が国有地となり、私有地は耕地の2分の1と個人住宅の敷地のみとなった。ただし、1947年7月の「共同利用林に関する規則」により農家が燃料、肥料、飼料、農機具材などを得るため1戸当り0.5～1 haの山林を共同で利用する制度が設けられた。

農業金融、金肥の供給、灌漑施設なども政府が掌握したので政府の立場はきわめて強いものとなった。このような枠組のなかで個人農経営が行われることになった。収穫高の23～27%の現物税を政府に納めれば、あとは自由に処分できることになっていたが、現実には「自発的」な穀物の供出、政府に

よる市場の統制などもあり、農産物の自由処分も農民にとってはあまり重要な意味を持たなかったと思われる。

次に工業をみると、工業総生産額に占める国営企業の割合は1946年に72.4%に達し、以後この比率は増加し続けた。これに対し小商品経済や私的資本主義形態による生産は年々衰退した。すなわち工業では大部分社会主義的な生産が行われていたわけである。46年における工業生産額と農業生産額の比率は28対72であったが49年には47対53と大きく変化しており、これに伴って社会全体の生産に占める社会主義経済形態の割合も急速に高まった。

さらに、北朝鮮人民委員会は金融、通信、鉄道などを掌握、民間企業まで含めた賃金の決定、運賃、各種料金や物価の統制も行った。

このようにきわめて短期間に経済の中央集権化が進み、1947年からは経済計画を実施するなど、理論上は社会主義への過渡期への移行が始まったにすぎないとされるこの時期であるが、現実にはきわめて社会主義的色彩の強い経済体制が形成されたのであった。

〔注〕

- (1) 『解放後4年間ノ国内外重要日誌 1945.8～1949.3(増補版)』民主朝鮮社、1949年、11ページ。ただし、金南植・李庭植・韓洪九編『韓国現代史資料叢書 12(1945～1948)』ソウル、図書出版トルベゲ、1986年による。以下同様。

この命令と同趣旨の、ソ連占領軍に対するソ連政府の命令が9月20日付で出された。和田春樹「ソ連の朝鮮政策—1945年8～10月—」(『社会科学研究』第33巻第4号、1981年11月)128～129ページ参照。

また、民主主義民族戦線『朝鮮解放年報』は1945年9月14日、北朝鮮駐屯ソ連軍司令部政治指導員クロチャルが6項目からなる「人民政府樹立要綱」を発表したとしているが、この人物もまた6項目の内容も他の文献では確認できない。同年報、118～119ページ。

- (2) 『朝鮮中央年鑑 国内編』1949年、233ページ。小作料3・7制採択が宣言されたが、その主体は不詳。『解放後4年間ノ国内外重要日誌』においても小作料3・7制の決定、「小作料3・7制に関する規定細則」発表等の記事がみられるが何れも誰が行ったのか明らかでない。

小作料3・7制をめぐるのは1983年に北朝鮮で出版されたソン・ジョヌ著『ワガクニ土地改革史』(科学・百科事典出版社)が、平安南道人民委員会

が「小作に関する規定細則」をでっちあげて3・7制に反対したという説を
 発表した(同書93ページ)、上記『重要日誌』や前掲和田春樹論文等むし
 ろこれに反する資料が多く信じがたい。3・7制についてはなお今後の検討
 を要す。

- (3) 全国農民組合総連盟書記部『全国農民組合総連盟 結成大会 議事録』朝
 鮮精版社、54～58ページ。ただし、金南植・李庭植・韓洪九編、前掲書によ
 る。

なお、新義州事件については、和田春樹「ソ連の朝鮮政策—1945年11月～
 1946年3月—」(『社会科学研究』第33巻第6号)参照。

- (4) 「『目前党内情勢ト当面課業』ニ関スル決定書——朝共北朝鮮分局中央第
 4次拡大執行委員会デノ決定—1946年2月15日」。ただし、国史編纂委員会『北
 韓関係史料集Ⅰ 朝鮮労働党資料1 (1945～1950)』29～30ページによる。
 (5) 前掲『朝鮮中央年鑑』52ページ。
 (6) 車洛勲・鄭慶謨共編『「北韓」法令沿革集』ソウル、高麗大学校亜細亜問
 題研究所、1969年、265ページ。
 (7) 和田「ソ連の朝鮮政策—1945年8～10月—」125ページ。
 (8) 朝鮮産業労働調査所『正シイ路線ノ為ニ』21～25ページ。
 (9) 前掲『朝鮮中央年鑑』233ページ。
 (10) 朝鮮産業労働調査所、前掲書、27ページ。

なお、北部朝鮮分局については鐸木昌之「朝鮮解放直後における金日成路
 線」(『アジア経済』第30巻第2号、1989年2月)参照。

- (11) この点については金南植・桜井浩『南北朝鮮労働党の統一政府樹立闘争』
 アジア経済研究所、1988年、83ページ参照。
 (12) 全国農民組合総連盟書記部、前掲議事録、116ページ。
 (13) 和田「ソ連の朝鮮政策—1945年11月～1946年3月—」98ページ。
 (14) 金俊燁・金昌順・李一善・朴寛玉共編『「北韓」研究資料集』第Ⅰ輯、高
 麗大学校亜細亜問題研究所、1969年、46～47ページ。
 (15) 金日成『民主主義人民共和国樹立ノタメニ』平壤、労働党出版社、1948年、
 9～10ページ。および上掲書、43ページ。
 (16) 国史編纂委員会、前掲書、33～34ページ。
 (17) ソン・ジョヌ著、前掲書、68ページ以下。
 (18) 北朝鮮人民委員会編『土地改革問題』東京、解放新聞社、1946年、62ペー
 ジ。なお引用文中「朝鮮人民委員会」は「北朝鮮臨時人民委員会」が正式名
 称である。
 (19) 上掲書および車洛勲・鄭慶謨共編、前掲書。
 (20) 国史編纂委員会、前掲書、45～46ページ。
 (21) 金日成『「土地改革」事業ノ総括ト今後課業——朝共北朝鮮分局中央第6

次拡大執行委員会デノ報告 1946年4月10日」では土地改革の意義、経過と成功の原因等と共に、誤りなども具体的に指摘している。国史編纂委員会、前掲書、45～58ページ。

なお、「土地所有権証明書公布に関する細則」が公布されたのは46年5月22日であった。車洛勲・鄭慶謨、前掲書、147～148ページ。

- (22) 車洛勲・鄭慶謨、上掲書、375、379ページ。
- (23) 前掲『朝鮮中央年鑑』74～77ページ。
- (24) 同上年鑑、77～78ページ及び車洛勲・鄭慶謨、前掲書、548ページ。
- (25) 車洛勲・鄭慶謨、上掲書、729ページ。
- (26) 前掲『朝鮮中央年鑑』73ページ。
- (27) 同上。
- (28) 車洛勲・鄭慶謨、前掲書、104ページ。
- (29) 同上書、371～374ページ。
- (30) 前掲『朝鮮中央年鑑』112～117ページ。
- (31) 『北朝鮮道市郡人民委員会大会會議録』平壤、北朝鮮人民委員会、1947年。
- (32) 北朝鮮人民會議常任議員会『北朝鮮人民會議第一次會議』平壤、1947年。
- (33) 車洛勲・鄭慶謨、前掲書、287～289ページ。
- (34) 前掲『朝鮮中央年鑑』113ページ。
- (35) 『解放後4年間ノ国内外重要日誌』142ページ。
- (36) 前掲『朝鮮中央年鑑』113～114ページ。